

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第 195 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定において、橋に対する砂防設備占用許可の起案文書中の許可書案文（平成 15 年 4 月 1 日付け指令東広建竹第 439 号ほか 14 件にかかるもの）を対象文書として特定したことは妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 17 年 11 月 20 日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、東広島地域事務所建設局竹原支局管内の対象となる河川に架かる橋の全てについて、広島県砂防指定地管理条例（平成 14 年条例第 47 号。以下「管理条例」という。）に基づく砂防設備の平成 15 年度以降の占用料を徴収した又は徴収することとなっていることを明らかにする行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は本件請求に対し、橋に対する砂防設備占用許可の起案文書中の許可書案文（平成 15 年 4 月 1 日付け指令東広建竹第 439 号ほか 14 件に係るもの）（以下「本件対象文書」という。）を特定の上、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 17 年 12 月 6 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 17 年 12 月 18 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による改正前のもの）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求の対象としなかった文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求の対象としたのは、実施機関が、広島県情報公開・個人情報保護審査会への提出公文書として作成した「理由説明書」に明記した説明内容（「上記占用料については、該当案件ごとの個別データは存在するが、異議申立人から請求のあった『河川名称ごとに該当する橋の数と占用料の合計額』を記載した行政文書は、作成していない。」）に係る事実関係を記録した行政文書である。

しかし、実施機関は、その絶大な裁量権を乱用し、開示すべき行政文書を次のとおり隠匿しているものと考えられる。

実施機関は、本件処分に係る通知書の行政文書の件名を「橋に対する砂防設備占用許可の起案文書中の許可書案文平成 15 年度以降」と勝手に内容を変更し、砂防設備を不法占用している橋については、これを本件請求の対象から故意に削除するという裁量権を乱用している。

これは、本件請求で対象とした不法占用している橋に対して、管理条例に基づいて本来徴収すべき占用料の金額を明らかにしている行政文書を隠匿しようと画策したものであり、かつ、その隠匿したことについても、行政文書不存在通知書ではなく、行政文書部分開示通知書とする方法により正当化しようと故意に偽装したものである。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

砂防設備の占用料（以下単に「占用料」という。）は、管理条例第 12 条で、同条例第 4 条第 1 項の占用許可（以下単に「占用許可」という。）を受けた者から徴収するとされており、占用料を徴収した又は徴収することとなっている者は、占用許可を受けた者ということになる。

管理条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行されているため、本件請求の対象となる行政文書は、平成 15 年度以降の行政文書と考えられる。

また、占用料の徴収は、占用許可が条件であることから、本件処分に係る部分開示決定通知書の行政文書の件名を「橋に対する砂防設備占用許可の起案文書中の許可書案文 平成 15 年度以降」とした。

なお、本件対象文書には個人の住所及び氏名が記載されており、これらの情報は、条例第 10 条第 2 号の不開示情報に該当すると判断し、不開示とした。

第 5 審査会の判断

1 本件異議申立てについて

異議申立人は、本件処分について、不法占用している橋に関する文書を隠匿している旨主張していることから、以下、実施機関が本件請求の対象となる文書として本件対象文書を特定したことの妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

管理条例には、「砂防設備を占有しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。」（第 4 条第 1 項）、「県は、第 4 条第 1 項の許可（中略）を受けた者から、占用料を徴収する。」（第 12 条）と規定されている。

異議申立人のいう「不法占用している橋」とは、本件請求が占用料に係る請求であることからすると、占用許可が行われていない橋を指しているものと認められるが、実施機関が、占用許可を行っていない橋に対して占用料を徴収することは、管理条例の規定からすると不可能であり、通常はあり得ないと考えられる。

そして、本件請求にいう「占用料を徴収した又は徴収することとなっていることを明らかにする行政文書」とは、占用許可の結果として実施機関が決定し

た占用料の徴収について、その決定内容が分かる文書と解すべきである。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、実施機関が占用許可を行うに当たって作成した許可書の案文に、占用許可の対象となる河川名や占用場所等のほか、占用料の料金が記載されているから、本件対象文書は、本件請求の趣旨に沿ったものと認められる。

以上のことから、実施機関が、本件請求に対して本件対象文書を特定し、本件処分を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 18 年 2 月 13 日	・ 諮問を受けた。
令和元年 10 月 4 日	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和 2 年 1 月 30 日	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和 2 年 2 月 4 日	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 2 年 9 月 18 日 (令和 2 年度第 5 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 2 年 10 月 30 日 (令和 2 年度第 6 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広 島 大 学 大 学 院 教 授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広 島 修 道 大 学 教 授